

京都府警察報に関する訓令

〔最終改正 令和7. 3. 19 京都府警察本部訓令第8号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府警察報（以下「警察報」という。）の発行、登載手続等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 警察報は、京都府警察の運営に関する令達、通達等の事項を登載して施行し、執務の指針とするとともに、文書処理の簡素化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 警察報の登載を依頼する警察本部（以下「本部」という。）の課、室、隊及び所、サイバー対策本部及び京都市警察部の課並びに警察学校の長をいう。
- (2) 京都府警察報発行システム 京都府警察情報管理システムにおいて運用される警察報を登録及び閲覧するシステムをいう。

(発行日)

第4条 警察報は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項に規定する府の休日及び登載する事項のない日を除き、毎日発行することができるものとする。

(発行方法)

第4条の2 警察報の発行は、京都府警察報発行システムへの登録をもって行うものとする。

(発行責任者)

第5条 本部に警察報の発行責任者を置き、総務課長をもって充てる。

2 発行責任者は、警察報の編集及び発行に係る事務を統括する。

3 発行責任者は、警察報の編集及び発行について、所属長と緊密な連絡を保たなければならない。

(登載事項)

第6条 警察報に登載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 京都府条例及び京都府規則のうち警察職員全般に周知を必要とするもの
- (2) 京都府公安委員会規則、京都府公安委員会訓令及び京都府公安委員会告示のうち警察職員全般に周知を必要とするもの
- (3) 京都府警察本部訓令
- (4) 例規通達
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発行責任者が必要と認めるもの

2 所属長は、前項各号に掲げる事項のうち、秘密を要する事項その他警察報に登載することが不適当と認められるものについて、発行責任者と協議の上、警察報に登載しないことができる。

(文書発出の制限)

第7条 前条第1項の規定により警察報に登載した事項は、原則として別に文書の発出を行わないものとする。

- 2 所属長は、特に緊急を要するものなどで、所属において文書をもって施行した事項のうち、警察報に登載を必要とする事項については、その後、速やかに第9条の登載手続をとらなければならない。この場合、当該文書には、警察報に登載する旨の表示をしておかななければならない。

(発行番号)

第8条 警察報の発行番号は、元号ごとの通し番号とし、改元の場合は、新たに一から付すものとする。

- 2 発行責任者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認める場合は、号外として発行することができる。
- 3 警察報のページは、発行番号ごとの通し番号とする。

(登載手続)

第9条 所属長は、第6条第1項に規定する警察報に登載する事項を起案した場合は、文書審査に関する訓令（昭和44年京都府警察本部訓令第7号）第3条から第6条までに規定する審査手続を行うものとする。

- 2 所属長は、警察報に登載する事項に係る起案文書の決裁終了後、速やかに発行責任者に連絡の上、京都府警察報発行依頼書（別記様式）に、第10条に規定する書式例により作成した原稿（新旧対照表を含む。第13条において同じ。）を添えて、警察報の発行予定日の3日前までに、発行責任者に提出しなければならない。

(警察報の書式)

第10条 警察報の書式例は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 所属長は、第6条第1項第3号及び第4号に掲げる事項のうち、施行する内容が一部改正に関するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第2の書式例を使用することができるものとする。

(校合)

第11条 警察報の校合は、警察報の登載を依頼した所属において行うものとする。

(警察報の正誤)

第12条 所属長は、警察報に登載した事項に誤りがあった場合は、正誤に係る原稿を添えて、その旨を発行責任者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた発行責任者は、次回に発行する警察報に正誤に登載するものとする。

(原稿の返送)

第13条 発行責任者は、警察報の登載を終えた原稿を所属長に返送しなければならない。

(登録期間)

第14条 警察報は、警察報の保存期間の満了する日までの間、京都府警察報発行システムに登録するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年 9 月28日から施行する。

○年○月末日廃棄

京都府警察報

○ ○ ○

○ ○

京都府警察本部

(1 行空ける)

○×○○○○○○○○○○○に関する訓令の制定（本部訓令）-----○

○×○○○○○についての例規通達の廃止（例規）-----○

(2行空ける)

本号に登載された令達等のあらまし

(1 行空ける)

×××○○○○○○○○○○に関する訓令（京都府警察本部訓令第○号）（○○課）

1 × 制定の理由

[illegible]

$\times$ ○○○○○○○○○○

2 × 制定の内容

[illegible]

X X O O O O O O O O

[illegible][illegible]

3 × 施行期日

××○○○○年○月○日

(1 行空ける)

×××〇〇〇〇〇〇についての例規通達を廃止する例規通達（例規〇〇第〇号）（〇〇課）

1 廃止の理由

$\times \times$

$\times$ ○○○○○○○○○○

2 × 実施期日

××○○○年○月○日

(2行空ける)

(令達の場合)

本部訓令

(1 行空ける)

京都府警察本部訓令第〇号

(2 ページ目以降)

×○○○○○○○○○○○○○○○に関する訓令を次のように定める(改正する)。

××○○○年○月○日

(公安委員会令達の場合)

京都府公安委員会×××

委員長×○○○○××

(警察本部令達等の場合)

京都府警察本部長×○○○○××

×××○○○○○○○○○○○○○に関する訓令

本 文

×××附×則

×この訓令は、○○○年○月○日から施行する。

(1行空ける)

(例規通達の場合)

例 規 通 達

(1行空ける)

各部長、各所属長 殿

例 規 ○ 第 ○ 号

○○○年○月○日

京都府警察本部長

(1行空ける)

×××○○○○○についての例規通達の廃止について(通達)

本 文

(1行空ける)

担当×○○○課○○○係

- | | | |
|---|---|--|
| 注 | 1 | 文字のフォントは、MS明朝(標準)とする。 |
| | 2 | タイトルの文字サイズは、「京都府警察報」は30ポイント太字、その他は15ポイントとする。 |
| | 3 | 本文の文字サイズは、11ポイントとする。 |
| | 4 | 上余白は25mm、下余白は21mm、左余白は25mm、右余白は21mmとする。 |
| | 5 | ○は記号又は文字を、×は空白を表す。 |

○年○月末日廃棄

○ . ○ . ○

○ ○

京都府警察本部

本号に登載された令達等のあらまし

(2行空ける)

本部訓令

×この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

- 注
- 1 文字のフォントは、MS明朝（標準）とする。
 - 2 タイトルの文字サイズは、「京都府警察報」は30ポイント太字、その他は15ポイントとする。
 - 3 本文の文字サイズは、11ポイントとする。
 - 4 上余白は25mm、下余白は21mm、左余白は25mm、右余白は21mmとする。
 - 5 ○は記号又は文字を、×は空白を表す。

別紙

× 規程名 × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ に関する訓令（○ ○ ○ 年京都市警察本部訓令第○号）

×
×
×
×
×
×
×

改 正 前	改 正 後

- 注
- 1

文字のフォントはMS明朝（標準）とし、文字サイズは8ポイントとする。
- 2

上余白は25mm、下余白は21mm、左余白は15mm、右余白は18mmとする。
- 3

改正する部分には、下線等を引いて強調するものとする。
- 4

○は記号又は文字を、×は空白を表す。

別記様式（第 9 条関係）

		年 月末日廃棄	
発行責任者 殿		第 号	
		年 月 日	
所属長			
京都府警察報発行依頼書			
担 当 者	係／氏名		警電
登 載 事 項 （文書番号）		発行日	施行日
ページ数	ページ		
発行番号	第 号		
備 考			

注 太線わく内は、発行責任者において記入する。